

今夏の電力使用制限を受ける事業主の皆様へ

一定の場合に、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合のみ利用可能です。

- 大口需要家(契約電力500kw以上)が電気事業法第27条による電気の使用制限により事業活動を縮小した場合
- 小口需要家(契約電力500kw未満)が使用電力の抑制に取り組んだことにより事業活動が縮小した場合

は、経済上の理由に当たりません。

次の場合には経済上の理由による事業活動の縮小と認められ、助成対象となります。

- 電力使用制限や使用電力抑制により事業活動が縮小する場合であっても、それ以外の経済上の理由(※)による事業活動の縮小が、更にある場合。

(「それ以外の理由」について説明していただきます。)

(※)風評被害により観光客が減少した など

- 取引先が電力使用制限や使用電力抑制を受けたことにより売上が減少した場合など、電力使用制限などの影響が間接的な場合。

※助成対象となるのは、所定労働日に休業等を行った場合です。

※詳しくはお近くのハローワークでお尋ね下さい。



提出する書類について

様式第 97 号

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日 事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等も、下欄に事業主の住所、名称及び
氏名の記入(押印可)を、申請者が社会保険労務士等の資格を有する者である場合には、
提出代行書又は申請書の提出に同意する事業代理人の場合、上欄に事業主の記名押印
等も、下欄に申請書の押印等をして下さい。

労働局長 殿 事業主又は 住所 〒
(公共職業安定所長経由) 提出代行書(事業代理人) 名称
社会保険労務士 氏名

月 間 売 上 高 ()	A 特定生産期間(出荷開始 日)の前3ヶ月の平均	B Aに対応する期間の平均	C	添付書類	※ 確認欄
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	A/B×100		

(生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか)

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・例年、決算期に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合
など
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合
など
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられた
ことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・富集規制、安全規制、競争規制等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の
全部又は一部の停止を命じられた場合
・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為(その疑いを含む)により司法当局から事業活動の
全部又は一部の停止を命じられた場合
など
4. 電力使用制限の直接的影響を受けたことによるものである。 (はい ・ **いいえ**)
(例) ・電気の使用制限を受け生産量が減少した場合。
・電気の使用制限への対応のため、夏の生産計画を冬に以降した結果、夏の生産量が減少した場合。 など
※「取付書が電力使用制限を受けたことにより売上が減少」などの間接的影響は除く。
※「はい」の場合には様式第 97 号-2 も必ず記載してください。

(C欄の数値が 95 以上 100 未満の場合のみ)

5. 直近の決算等の経常損益が赤字である。 (はい ・ いいえ)
(注) 直近の決算とは提出日における直近の企業会計上の決算であって、連環、半環又は四半期の
いずれかを言います。

様式第 97 号-2

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

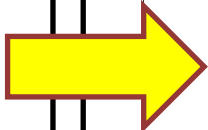
平成 年 月 日 事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等も、下欄に事業主の住所、名称及び
氏名の記入(押印可)を、申請者が社会保険労務士等の資格を有する者である場合には、
提出代行書又は申請書の提出に同意する事業代理人の場合、上欄に事業主の記名押印
等も、下欄に申請書の押印等をして下さい。

労働局長 殿 事業主又は 住所 〒
(公共職業安定所長経由) 提出代行書(事業代理人) 名称
社会保険労務士 氏名

※ 様式第 97 号の4において「はい」と回答した事業主のみ記載してください。

○ 生産量等が減少した理由として、電力制限の直接的影響以外の理由があれば具体的に記述すること。



4が「はい」の
場合はこの用
紙も提出して
ください

(※) 申請にはこれ以外の書類も必要です。

電力使用制限・使用電力抑制とは

○ 東京電力・東北電力管内の大口需要家(契約電力500kw以上)については、電気事業法第27条による電気の使用制限の対象となり、以下の期間・時間帯において、電力の使用が制限される(原則として今年の同期間の使用最大電力値を15%削減した値が上限)

- ◆ 東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日 9時～20時
- ◆ 東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日 9時～20時

○ 小口需要家(契約電力500kw未満)については、具体的な抑制目標と具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表し、使用電力抑制に取り組む。